



11安(原規)第33号
平成11年3月4日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日立エンジニアリング株式会社と日立ニュークリア
エンジニアリング株式会社との合併について(諮問)

核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)
第31条第1項の規定に基づき、日立エンジニアリング株式会社 取締役社長 永
田 一良及び日立ニュークリアエンジニアリング株式会社 取締役社長 清水 清
から、平成11年2月19日付けHEC(II)第0001号、11日立NE(王)第0016号を
もって別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第31条第2項に
おいて準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る
部分に限る。)に規定する基準に適合していると認められるので、法第31条第
2項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用につい
て貴委員会の意見を求める。

(別 紙)

核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第31条第2項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する認可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

日立教育訓練用原子炉（HTR）は、設置以来、株式会社日立製作所とその関連会社及び東京原子力産業会の会員各社の研究並びに技術者の教育訓練に用いられ、これらの当初の目的を達成し、昭和50年には主要部を解体撤去している。以来、使用済燃料及び放射性廃棄物の保管管理を継続しており、合併後であっても、従来通り保管管理される。

したがって、合併により原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものの認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

上記のとおり、合併後であっても使用済燃料及び放射性廃棄物の保管管理を継続することから、合併により我が国の原子力開発及び利用の計画的遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

合併後、原子炉施設の管理に要する資金は、日立エンジニアリング株式会社の社内資金により充当されることとなっており、合併後も原子炉設置者として必要な経理的基礎があるものと認められる。

日立エンジニアリング株式会社と
日立ニュークリアエンジニアリング株式会社
との

合併認可申請書

平成 1 1 年 2 月

日立エンジニアリング株式会社
日立ニュークリアエンジニアリング株式会社

内閣総理大臣

小 淵 恵 三 殿

茨城県日立市幸町 3 丁目 2 番 1 号
日立エンジニアリング株式会社
取締役社長 永 田 一 良

茨城県日立市幸町 3 丁目 2 番 2 号
日立ニュークリアエンジニアリング株式会社
取締役社長 清 水 清

日立エンジニアリング株式会社と日立ニュークリアエンジニアリング株式会社との
合併認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり合併の認可を申請します。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	日立エンジニアリング株式会社
住 所	茨城県日立市幸町 3 丁目 2 番 1 号
代表者	取締役社長 永 田 一 良

名 称	日立ニュークリアエンジニアリング
住 所	茨城県日立市幸町 3 丁目 2 番 2 号
代表者	取締役社長 清 水 清

2. 原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

工場又は	日立ニュークリアエンジニアリング株式会社
事業所	王禪寺事業所
所在地	神奈川県川崎市麻生区王禪寺1022番地

3. 合併後存続する法人又は合併によって設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

	名称	日立エンジニアリング株式会社
本 社	住所	茨城県日立市幸町3丁目2番1号
	取締役社長	永 田 一 良

4. 合併の方法及び条件

吸収合併であり、日立エンジニアリング株式会社が存続会社で日立ニュークリアエンジニアリング株式会社が解散会社となる。

日立エンジニアリング株式会社が日立ニュークリアエンジニアリング株式会社の全ての財産・権利を承継する。

日立エンジニアリング株式会社においては、以下の点を別添のとおり確保する。

- (1) 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- (2) 原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。

5. 合併の理由

事業・業務の整流化と連結軽量化を図り事業環境の変化に即応できる運営体制とするため。

6. 合併の時期

商法第414条で規定する登記の日
(平成11年4月1日を予定)

別

添

1. 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと

日立教育訓練用原子炉（HTR）は、設置以来、株式会社日立製作所とその関連会社及び東京原子力産業会の会員各社の研究ならびに技術者の教育訓練に用いられてきた。これらの当初の目的を達成し、昭和50年には主要部を解体撤去している。以来、使用済燃料及び放射性廃棄物の保管管理を継続し、今日に至っている。今回の合併は、日立エンジニアリング株式会社と日立ニュークリアエンジニアリング株式会社における原子力ならびにその他の発電プラントに関する設計、開発、検査部門を統合し、事業・業務の効率化と連結軽量化を図り事業環境の変化に対応できる運営体制を構築するためになされ、使用済燃料及び放射性廃棄物は今後とも従来通り保管管理される。

従って、合併により本原子炉を平和目的以外に利用することはない。

2. 原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

合併後にあっても使用済燃料及び放射性廃棄物の保管管理を継続することから、合併により原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

3. 原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること

3. 1 技術的能力

日立ニュークリアエンジニアリング株式会社及び日立エンジニアリング株式会社は共に株式会社日立製作所の関連会社として、日本の原子力発電技術の開発、高度化の一翼を担ってきた。日立ニュークリアエンジニアリング株式会社は、昭和37年にその前身である株式会社東京原子力産業研究所が株式会社日立製作所より日立教育訓練用原子炉の譲渡を受けて以来、原子炉設置者として約15年間無事故で研究炉の運転管理に従事した。さらに、昭和50年には当該研究炉の運転を停止し、主要機器を解体撤去するという廃炉の実施経験も保有している。また、原子力発電プラント機器の設計、試運転、定期検査、放射線管理など原子力発電関連の主要な分野に業務展開している。

日立エンジニアリング株式会社は各種プラントのエンジニアリング、電子計算機ソフトウェアの製造・販売、エレクトロニクス機器の製造・販売、等を業務としている。原子力の分野では、燃料設計、遮蔽設計、水質管理、非破壊検査など原子力発電プラントの設計、管理に密接した分野を主要業務としている。

合併後の日立エンジニアリング株式会社は、合併前の日立ニュークリアエンジニアリング株式会社の人員ならびに資産の全てを継承する。したがって、合併後の日立エンジニアリング株式会社はより広範な原子力技術を保有することとなり、解体中の本原子炉施設の安全管

理を遂行するに足る技術的能力を有している。

(1) 組織

合併後の管理組織（案）は図1の通りである。本原子炉施設の管理は電力システム本部王禪寺事業所が総括し、管理課が担当する。なお、王禪寺事業所の組織は合併前と同じである。安全上重要な事項等については、所内の「HTR安全委員会」において審議する。

(2) 事業所所員数及び社内原子力関係国家試験有資格者数

現在、王禪寺事業所在籍所員は7名であり、合併後においても同一の所員数を予定している。また、合併後における社内の原子力関係国家試験有資格者数は、原子炉主任技術者 3名、核燃料取扱主任者 1名、第1種放射線取扱主任者が49名である。

(3) 教育訓練

本原子炉施設の管理に従事する者に対する教育訓練は、「HTR保安規定」によって義務づける。この規定により、本原子炉施設の管理、非常時の措置、放射線障害予防、作業安全等に関する教育訓練を行い、従事者の質的向上に努めることとする。

3. 2 経理的基盤

本原子炉施設の管理に要する資金は、日立エンジニアリング株式会社の社内資金により充当することとする。

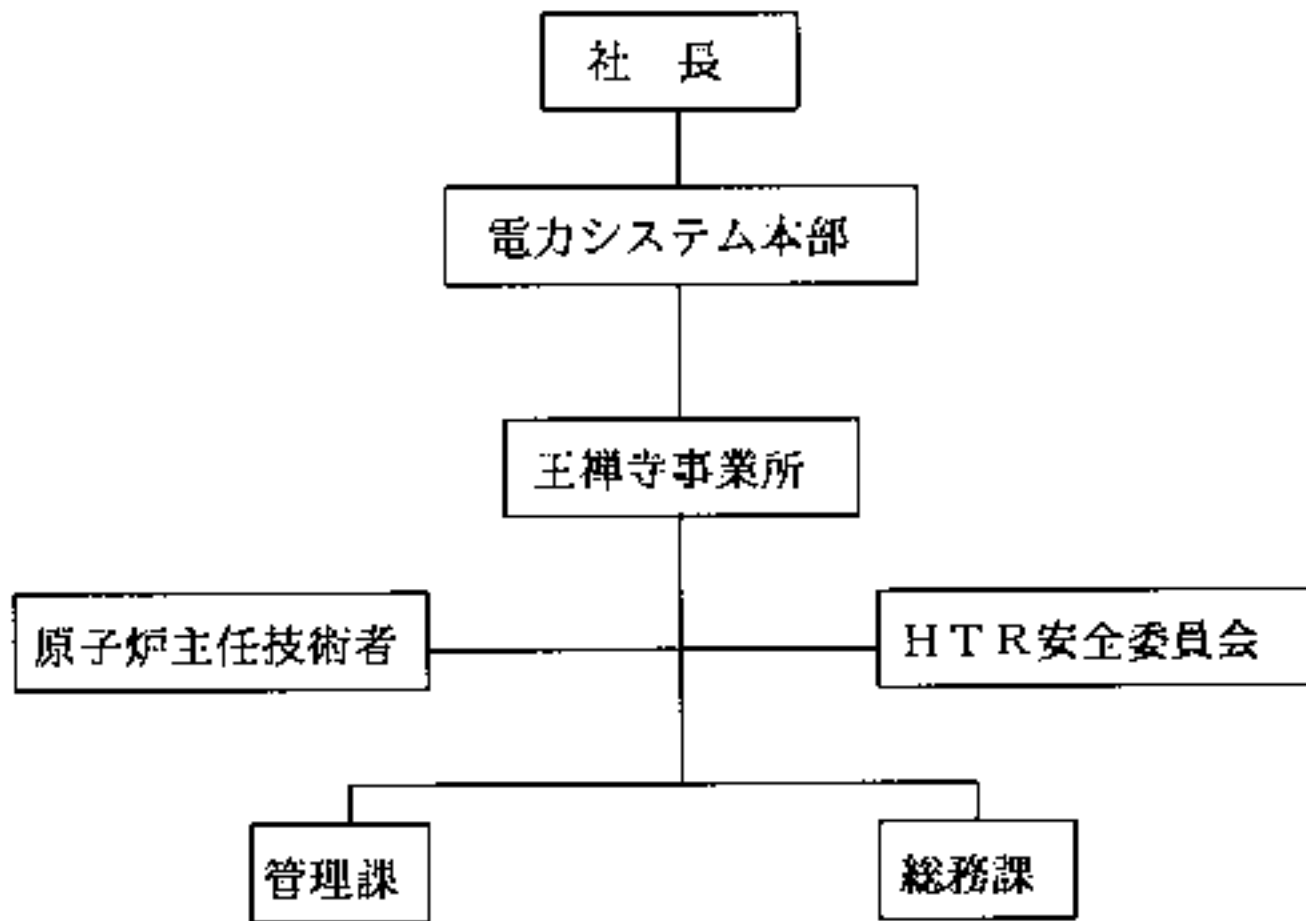


図1 HTR管理組織（案）

添 付 書 類 目 次

1. 合併契約書の写
2. 合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
3. 合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合あつては、その法人が現に行っている事業の概要に関する説明書
4. 合併後存続する法人又は合併によって設立される法人の定款

1. 合併契約書の写



合併契約書



日立エンジニアリング株式会社
日立ニュークリアエンジニアリング株式会社

合併契約書

日立エンジニアリング株式会社（以下甲という）と日立ニュークリアエンジニアリング株式会社（以下乙という）は、次の通り合併に関する契約を締結する。

この合併は、両者の対等の精神に基づくものであるが、手続きその他の関係上、法律的には甲が乙を吸収する形式とし、以下による。

（合併の方法）

第 1 条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（合併による定款の変更）

第 2 条 甲は合併により、その定款を次の通り変更する。

第2条（目 的）

当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

1. 発電設備・送電設備・上下水道設備・廃棄物処理設備・鉄鋼需用等各種製造設備・医療及び介護設備、公共及び広程設備・情報通信設備・物流システム・防犯及び保安システムに係わるエンジニアリング・設計・機材及び部品の製造・販売並びにこれらに伴うプラント建設工事
2. 電子計算機のソフトウェア並びにこれに伴うハードウェアの製造・販売
3. 各種製造機械装置・輸送用機械器具・電気機械器具・電気通信機械器具・計測機械器具・画像処理装置・音声認識装置の製造・販売
4. 大気・水質・排熱等環境に係わるシステム開発及び化学エネルギー変換・バイオテクノロジー等新エネルギーに係わるシステム開発並びにこれらに伴う機器の製造・販売
5. 交通情報処理・道路交通運行設備及び移動体通信に係わるシステム開発並びにこれらに伴う機器等の製造・販売
6. 半導体製造及び半導体製品に係わるエンジニアリング及びソフトウェア開発並びにこれらに伴う集積回路等の電子部品の製造・販売
7. 前各号に附帯するコンサルタント・工事施工・教育及び訓練サービス・保守サービス等一切の作業
8. 非破壊検査業務及びこれに伴う検査装置の製造・販売、放射線取扱業務並びにこれらに伴う附帯作業
9. 情報処理及び情報提供サービスの開発・販売、情報システムの企画・開発・運用受託、電子決済システム及び図形処理システムの開発・販売、情報通信ネットワーク及びマルチメディアに係わるシステム及び媒体の開発・販売、並びにこれらに伴う機器の製造・販売
10. 労働者派遣事業
11. 研究用原子炉施設の管理及び管理の受託並びに研究所用施設の賃貸
12. その他前各号に附帯する一切の事業

（合併に際して発行する株式及び割当）

第 3 条 甲は合併に際して、1株額面金額500円の普通株式30万株を発行し、合併期日現在における乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の新株式10株をもって割当交付する。

(増加すべき資本金及び準備金等)

第 4 条 甲が合併により増加すべき資本金、利益準備金及び任意積立金その他留保利益の額は、次のとおりとする。

(1) 資 本 金： 150,000,000 円

(2) 利益準備金： 37,500,000 円

(3) 任意積立金その他留保利益の額：

149,168,714 円 及び平成 10 年度の合併期日までの当期利益の額
但し、積み立てるべき項目は甲乙協議の上決定する。

2. 前項第 2 号及び第 3 号の額は、合併期日における乙の資産及び負債の状況等により、甲乙協議の上変更することが出来る。

(合併期日)

第 5 条 合併期日は、平成 11 年 4 月 1 日とする。但し、必要に応じて、甲乙協議の上これを変更することができる。

(合併承認総会)

第 6 条 甲及び乙は、平成 11 年 2 月 25 日にそれぞれ臨時株主総会を開催し、本契約書承認及びその他合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上この期日を変更することができる。

(会社財産の引継ぎ)

第 7 条 乙は、平成 10 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産及び負債並びに権利義務の一切を合併期日において甲に引継ぐ。

2. 乙は、平成 10 年 4 月 1 日から合併期日に至るまでの資産及び負債の変動につき、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

(会社財産の管理義務)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの財産を管理運営し、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上これを行う。

(新株式の利益配当金起算日)

第 9 条 甲が第 3 条により発行する新株式に対する利益配当金については平成 11 年 4 月 1 日を起算日とする。

(従業員の承継)

第 10 条 甲は乙の従業員を合併期日において甲の従業員として引継ぎ、勤続年数は乙における年数を通算し、その他の取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

(合併により就職する役員の氏名)

第11条 合併に伴い新たに甲の取締役となるべき者は、次のとおりとする。但し、就職すべき時期は合併の日とする。

(役員の退職慰労金)

第12条 甲は、甲及び乙の役員のうち、合併によって退任する者があるときは、慣例に従い、甲及び乙がそれぞれ定める内規に従い、退職慰労金を第6条に定める甲及び乙の臨時株主総会の承認を得て支給するものとする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第13条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に関し、天災地変その他の事由により重大な変動が生じたとき又は隠れたる重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第14条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の臨時株主総会の承認を得たときには、その効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

(本契約外の事項)

第15条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成11年 2 月 4 日

茨城県日立市幸町三丁目2番1号
甲 日立エンジニアリング株式会社
取締役社長

永田 一良 

茨城県日立市幸町三丁目2番2号
乙 日立ニュークリアエンジニアリング株式会社
取締役社長

清水 清 

2 ・ 合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日立エンジニアリング株式会社定款

第1章 総 則

〔商 号〕

1. 当会社は、日立エンジニアリング株式会社と称し、Hitachi Engineering Co., Ltd. と英訳する。

〔目 的〕

2. 当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。
- (1) 各種プラントのエンジニアリング並びに機材及び部品の製造・販売
 - (2) 電子計算機のソフトウェア並びにこれに伴うハードウェアの製造・販売
 - (3) 電気機械器具の製造・販売
 - (4) 電子機械器具の製造・販売
 - (5) 前各号に関する機種の検査並びに据付配管及び配線工事
 - (6) 非破壊検査及びこれに関連する附帯作業
 - (7) その他前各号に附帯関連する一切の事業

〔本店の所在地〕

3. 当会社は、本店を茨城県日立市に置く。

〔公告の方法〕

4. 当会社の公告は、茨城県水戸市において発行する「茨城新聞」に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

〔発行する株式の総数〕

5. 当会社の発行する株式の総数は、800万株とする。

〔額面株式の1株の金額〕

6. 当会社の額面株式の1株の金額は、500円とする。

〔株式取扱規則〕

7. 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は株券の再発行その他株式に関する取扱については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

〔基準日及び株主名簿の閉鎖〕

8. ① 当会社は、毎決算期現在の株主を以て、その期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。
- ② 前項のほか、その必要を認めたときは、取締役会の決議を以て、予め公告して一定の日時現在の株主又は登録質権者を以て、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。
- ③ 前各項の場合において、必要あるときは、取締役会の決議を以て、予め公告して一定の期間株主名簿の記載の変更を停止することができる。

第1節 株主総会

〔招 集〕

9. 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、臨時必要あるときに、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

〔議 長〕

10. 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

〔議決権の代理行使〕

11. ① 株主又はその法定代理人は、代理人を以て議決権を行使することができる。
② 前項の場合には、代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。

〔決議方法〕

12. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。

〔議 事 録〕

13. 株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印して当会社に保存する。

第2節 取締役及び取締役会

〔取締役の員数〕

14. 当会社に取締役15名以内を置く。

〔取締役の選任〕

15. ① 取締役の選任の決議は、発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が株主総会に出席することを要する。
② 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

〔取締役の任期〕

16. 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。但し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

〔代表取締役〕

17. 代表取締役は、取締役会の決議を以て定める。

〔取締役社長、専務取締役及び常務取締役〕

18. 取締役会の決議を以て、取締役社長1名を置き、業務上の都合により、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。但し、取締役社長は、代表取締役でなければならない。

〔取締役会の招集〕

19. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より5日前に発するものとする。但し、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

〔報酬〕

20. 取締役の報酬総額及び退職慰労金は、株主総会において決定する。

〔取締役会規則〕

21. 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第3節 監査役及び監査役会

〔監査役の員数〕

22. 当会社には監査役3名を置く。

〔監査役の任期〕

23. 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

〔取締役に関する規定の準用〕

24. 第15条第1項及び第20条の規定は、監査役に準用する。

〔監査役会の招集〕

25. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より5日前に発するものとする。但し、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

〔監査役会規則〕

26. 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第4章 計 算

〔決算期〕

27. 当会社の決算期は、毎年3月末日とする。

〔利益配当〕

28. ① 利益配当金は、毎決算期現在の株主又は登録質権者に対し各定時株主総会終結後支払う。

- ② 前項の配当金が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。

〔中間配当〕

29. ① 当会社は、毎年9月末日現在の株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5に定める金銭の分配をすることができる。

- ② 前条第2項の規定は、前項の金銭の分配に準用する。

附 則

〔実施期日〕

30. この規則は平成6年6月27日から実施する。

制定社規 3 2 第 1 号 (昭 3 2 . 4 . 1)

改定社規 6 第 1 3 号 (平 6 . 6 . 2 7)

今回の会議にて配布した資料は多量な資料の為、入手を希望される方は下記3機関において閲覧・複写（有料）に応じております。

●原子力公開資料センター（東京都文京区白山5-1-3-101）

TEL 03（5804）8484 東京富山会館ビル6F

土・日・祝日、10/1日は休館

●未来科学技術情報館（東京都新宿区西新宿）

TEL 03（3340）1821 新宿三井ビル1F

第2・第4火曜日は休館

●サイエンス・サテライト（大阪府大阪市北区扇町）

TEL 06（6316）8110 扇町キッズパーク3F

月曜日、祝祭日の翌日は休館